令和元年10月1日から 消費税率の引き上げに伴い、 一部の公共料金を改定します。

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるため、 柳瀬川図書館の視聴覚室や会議室などの施設利用料金を改定します。

1 従来の料金

	午前	午後	夜間	全日
	午前9時30分	午後1時	午後5時	午前9時30分
	~正午	~午後5時	~午後7時	~午後7時
視聴覚室	820	1,650	820	3,290
和室	210	410	210	830
会議室	210	410	210	830

備考

- (1) <u>市外居住者</u>(市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は市の区域内に所在する学校に在学する者以外の者をいう。以下同じ。)又は市外居住者を主たる構成員とする団体に係る使用料は、この表に定める金額に、それぞれ当該金額の50パーセントに相当する額を加えた額とする。
- (2) 午前から午後まで引き続いて利用する場合は、その間の1時間は、使用料を徴収しない。

2 改定の料金

	午前	午後	夜間	全日
	午前9時30分	午後1時	午後5時	午前9時30分
	~正午	~午後5時	~午後7時	~午後7時
視聴覚室	840	1,680	840	3,360
	(1,260)	(2,520)	(1,260)	(5,040)
和室	210	420	210	840
	(310)	(630)	(310)	(1,250)
会議室	210	420	210	840
	(310)	(630)	(310)	(1,250)

備考

- (1) この表のカッコ内の金額は、市外居住者(市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は市の区域内に所在する学校に在学する者以外の者をいう。以下同じ。)又は市外居住者を主たる構成員とする団体に適用する。
- (2) 午前から午後まで引き続いて利用する場合は、その間の1時間は、使用料を徴収しない。

3 いつから改定するの?

令和元年10月1日(火)から改定となります。

※ただし、公共施設の利用料金は、9月29日(日)までに 10月1日以降の予約に対してお支払いいただく場合、 その利用料金は、改定前の金額となります。